

横浜美術友の会が主催する2026年度絵画教室及び、特別講座の受講規約を以下に示します

(1) 募集について

ア. 絵画教室

- ① 年度毎に一回募集します。
- ② 欠員がある場合は、その後も継続して募集します。
- ③ 一人で複数講座の受講が可能です。
- ④ 募集したクラスは原則として開講します。

イ. 特別講座

- ① 概ね年間3回程度募集します。
- ② 募集した講座は原則として開講します。

(2) 受講者の決定について

ア. 絵画教室

- ① 原則として葉書により受け付けます。
- ② 申込者が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定します。
- ③ 申込者全員に抽選結果を書面で通知します。
- ④ 欠員がある場合は、先着順に受け付けます。
- ⑤ 受講料の入金をもって受講が確定します。
- ⑥ 期限までに入金が出来無い場合は、受講を無効とします。
- ⑦ 受講の権利は、他人に譲渡できません。
- ⑧ キャンセルについては、2026年3月24日までは受講料の50%を返金します。
それ以降のキャンセルについては返金しません。

イ. 特別講座

- ① 原則として葉書により受け付けます。
- ② 申込者が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定します。
- ③ 申込者全員に抽選結果を書面で通知します。
- ④ 欠員がある場合は、先着順に受け付けます。
- ⑤ 受講の権利は他人に譲渡できません。
- ⑥ 特別講座は会員以外の方も受講できます。

(3) 友の会入会について

- ① 絵画教室を受講される方は原則として入会（催事会員）していただくようお願いしています。（会費1,000円/年・人）
- ② 絵画教室の受講者以外も入会できます。（会費1,000円/年・人）
（詳細は別紙、会員申込み案内による）
- ③ 会員証を発行します。

(4) 休講について

- ① 以下の場合に休講とします。
 - ・天変地異が発生した場合。
 - ・首都圏(神奈川県)の鉄道路線に、計画運休が発令された場合。
 - ・感染症対策として、国または地方自治体より自粛要請が行われた場合。
 - ・当会として休講が必要と判断した場合。
- ② 休講については講座日と同じ曜日で可能な限り補講します。
補講ができない場合でも受講料の返金はしません。
- ③ 上記の不可抗力での休講以外で補講ができない場合は、その分の受講料を返金します。

(5) その他

- ① 絵画教室の途中受講は、受講料を回数割にて受け付けます。
- ② 代理講師で講座を実施したり、講座内容を一部変更したりすることがあります。
- ③ 風景講座においては、近年の気候変動に鑑み熱中症対策として、直前の屋内授業への切り替えを行うことがあります。
- ④ 講座運営に著しく支障をきたす言動や行為が認められた時は、受講を取り止めていただくことがあります。
- ⑤ 当会では安全管理に努めますが各自におかれましては、充分注意の上受講して頂きますようお願い致します。
- ⑥ 絵画教室の運営において、会員や第三者に生じたトラブル・事故について、当会はその責任を負いません。